

政令第 号

電気工事士法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第六条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

電気工事士法施行令（昭和三十五年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第七条中「筆記試験」の下に「又は電子計算機を使用する方法による試験（以下「学科試験」という。）」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第八条の見出し及び同条第一項、第九条（見出しを含む。）、第十条並びに第十一条第一項中「筆記試験」を「学科試験」に改める。

附 則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

## 理由

電気工事士試験の方法として、電子計算機を使用する方法による試験を追加する必要があるからである。